

デジタルサービスに対する VAT 課税

2024 年 12 月

One Asia Lawyers Philippines Team
日本法弁護士 難波 泰明
フィリピン弁護士 Camille Himala

1. はじめに

2024 年 10 月 2 日、フィリピンは共和国法第 12023 号 (R.A. No. 12023) を制定し、税法に相当する国内歳入法 (National Internal Revenue Code, NIRC) を改正しました。この法律により、デジタルサービスに対して付加価値税 (VAT) が課されることとなりました。

新法により、デジタルサービスプロバイダー (DSP) は、フィリピン国内で消費されるデジタルサービスに対する VAT の計算、徴収、および納付の責任を負うことが義務付けられました。

本改正は、フィリピン国内に拠点を持たない事業者も対象としているため、フィリピン市場で取引を行うすべての事業者が留意する必要があります。



2. デジタルサービスの定義

「デジタルサービス」とは、情報技術を利用し、インターネットやその他の電子ネットワークを通じて提供されるサービスで、その提供が基本的に自動化されているものを指します。これには以下のサービスが含まれます。

- オンライン検索エンジン
- オンラインマーケットプレイスや e マーケットプレイス
- クラウドサービス
- オンライン広告
- オンラインプラットフォームまたはデジタル商品

デジタルサービスプロバイダー (DSP) は、以下の 2 種類に分類されます。

- 居住 DSP : フィリピン国内に拠点を持つデジタルサービス提供者
- 非居住 DSP (NRDSP) : フィリピン国内に物理的な拠点を持たないデジタルサービス提供者

これらの DSP は、いずれも、フィリピン国内で消費されるデジタルサービスに対する VAT を計算、徴収し、納付する義務があります。

3. VAT 登録義務

(1) 登録義務者

商取引または事業の一環として、デジタル的性格を有する財またはサービスを販売、交換、または賃貸する者で、次の条件のいずれかを満たす場合は VAT 登録の義務があります。

- 1) 過去 12 か月の総売上が 3 百万ペソを超える場合
- 2) 今後 12 か月の総売上が 3 百万ペソを超える合理的な見込みがある場合

(2) 登録手続き

居住 DSP は、フィリピン国内歳入庁（BIR）が定める通常の登録手続に従って登録します。

非居住 DSP は、BIR が設置する簡素化された自動登録システムを通じて登録することになります。

4. デジタルサービスに対する 12% の VAT 納付

(1) 課税対象

デジタルサービスの販売または交換から得られる総売上に対して、12% の付加価値税が課されます。非居住 DSP（NRDSP）は、控除可能な仕入税額控除を申請することはできません。

(2) 納付方法

デジタルサービスの消費者が VAT 登録者でない場合、非居住 DSP は、フィリピン国内で消費されるデジタルサービスに対する VAT の納付義務を負います。この際、フィリピン国内での納税申告を行う必要があります。

デジタルサービスの消費者が VAT 登録者である場合、当該消費者は、支払額から VAT を源泉徴収した上で、デジタルサービスを購入した月の翌月末から 10 日以内に、源泉徴収した VAT を納付する必要があります。

(3) オンラインマーケットプレイスにおける特例

VAT 登録済みの NRDSP がオンラインマーケットプレイスまたは e マーケットプレイスとして分類される場合、以下の条件を満たす場合には、プラットフォームを通じて行われる非居住販売者の取引についても VAT の納付責任を負います。

- 1) 商品供給の条件を直接または間接的に設定している場合
- 2) 商品の注文または配送に直接または間接的に関与している場合

5. 請求書の発行要件

VAT 登録済みの NRDSP は、フィリピン国内で行われたデジタルサービスの各販売、交換についてデジタル販売請求書または請求書を発行しなければなりません。この請求書には以下の内容を記載する必要があります。

- 取引日
- 参照番号
- 消費者の識別情報
- 取引内容の簡潔な説明
- 総額（VAT を含むことを明示）

なお、他の VAT 登録者とは異なり、NRDSP は補助売上帳や補助仕入帳の記録が免除されています。

6. 罰則

DSP が登録を怠った場合、フィリピン国内で提供されるデジタルサービスをブロックすることが可能となりました。この罰則は、情報通信技術省（DICT）を通じて国家通信委員会（NTC）により実施されます。

7. 経過措置

本法の施行規則は、発効日から 90 日以内、すなわち 2025 年 1 月 16 日までに公布される予定です。

NRDSP は、施行規則が発効してから 120 日後に直ちに VAT 支払い義務の対象となります。

8. 対応

デジタルサービスの販売または取引を行う事業者、特に非居住 DSP は、R.A. No. 12023 の施行規則の発表を注意深く確認する必要があります。本法の対象となる事業者は、登録および税金の適時納付を確実にし、罰則を回避するために新たな規則を遵守する必要があります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



難波 泰明弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

大阪市内の法律事務所での約 7 年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。

2021 年 9 月、弁護士法人 One Asia に参画。フィリピンチームを担当し、2023 年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法



	<p>令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援など、幅広くアドバイスを提供している。</p> <p>APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞</p> <p>yasuaki.nanba@oneasia.legal</p>
	<p>カミーユ・ヒマラ フィリピン法弁護士</p> <p>2018年、フィリピン大学で法学博士号を取得。クラス上位10位以内の学業優秀者に贈られる学部長賞を受賞。また、Order of the Purple Feather (UP Law Honors Society)のメンバーでもある。</p> <p>2022年、日本政府（文部科学省）の奨学金を得て、法学部のヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）に参加。2023年、九州大学にて法学修士号を取得。</p> <p>2023年にOne Asia Lawyersに入所し、フィリピンの企業設立・投資、労働・雇用、データプライバシー、会社法に関するアドバイスを提供している。</p> <p>camille.himala@oneasia.legal</p>